

令和 6 年第 4 回定例会 令和 6 年 12 月 3 日（火）

1 15 日以内の解決を目指すとはされているのはなぜか。

→ 15 日以内の解決を目指すことにつきましては、いじめを認知後、そのままにせず、素早く対応することが大切であるという趣旨である。

2 いじめの解決とはどのような状態を指すか。

→ いじめの解消している状態とは、3 か月間いじめの行為がやんでいること、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことと認識している。

3 なぜ謝罪をさせるのか。

→ 謝罪に対する考え方としては、自身の行為によって相手が傷ついていることに気づき、自身の行動を振り返らせた上で反省することが必要であると自覚するために、謝罪は必要な行動であると考えます。

→ いじめた子どもは納得していないのに無理やり謝らせた場合、SNS などを使った陰湿ないじめが見えない形で続く可能性もある。

4 いじめが解決しなかった場合の対応はどのようなものか。

→ 学校が 15 日間でいじめの解決につなげることができなかった場合には、教育指導課の指導主事等を学校に派遣し、解決に向けた指導・助言を行うことになっております。

5 組織が対応を誤った場合、学校を補完する機能はどうなっているか。

→ いじめは被害者・加害者のみならず、いじめを見てはやし立てるなどの観衆や見て見ぬふりをする傍観者を含めた対応も必要になることを各学校の全教職員に伝えるとともに、いじめを発生させない環境づくりについても引き続き指導・助言していく。

また、担任や学校で抱え込まず、今後も各関係機関と連携の強化を図りながら対応することが必要である。

6 個々に寄り添う対応が必要であり、一律のルールをしくべきではないと考える。

→ 全学校が適切な対応を取っていくためには、一定の指針は必要考える。

しかしながら、いじめは多様化・複雑化していることから、一件一件丁寧に対応することが大切である。

7 このガイドラインで果たして対応できるのかどうかというのは、非常に疑問である。「いじめ対応西東京の約束」自体に課題はないのか。

→ 西東京の約束では、「いじめられている子ども」を全教職員で守る、15 日以内の解決を目指した対応を行う、「いじめている子ども」に謝罪をさせる、「いじめられている子ども」「いじめている子ども」双方の保護者に連絡をする、このようなことを定めているが、この約束の対応だけでは全てのケースで解決しないこともあると認識している。

教育委員会といたしましては、子どもを取り巻く社会情勢や多様化・複雑化するいじめに対して西東京の約束が即したものとなるために、「いじめ対応 西東京の約束」については常に見直しを図っていくよう校長会と連携しながら進めていきたいと考えております。

市議会議員

まず、この西東京の約束の抜本的な見直しをぜひお願いいたします。私は、10月に開催されたほっとルームの活動報告会で、子どもの権利擁護委員の方が子ども自身の解決のイメージを大切にするというお話をおっしゃっていたのが非常に印象的であります。

まさに子ども条例が制定された今、西東京市のいじめ対策にはそこが肝腎要だと思っております。

それと、マニュアルどおりでも謝罪ありきでもない対応を、ぜひその子自身の思いに寄り添う対応というものを改めて教育職員の皆さんには取り組んでいただきたいですし、ルールがあれば解決するというものではないですので、子どもたちに対して主体性というのを求めていますので、ぜひ教職員の皆さんが主体的になっていじめの解決に向けて取り組んでいただきたい。

あわせて、教職員の子ども条例に基づくいじめ対応に向けては、ほっとルームの研修を受けていただくのが一番ではないかと思しますので、こちらでもぜひ御検討いただきたいと申し述べまして、この質問は終わります。